

一宮市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第11回）

日時：令和2年5月5日（火）午後2時

場所：本庁舎4階 スマート防災会議室

- 1 緊急事態宣言の延長を受けての、一宮市の対応について
- 2 市長方針・指示
- 3 その他

基本的対処方針の概要

	13の特定警戒 都道府県	その他の県
外出自粛	人との接触機会最低7割、極力8割削減の目標維持	県境またく移動や接待伴う飲食店を除き、自粛要請せず
イベント	引き続き自粛要請	感染防止策を条件に小規模なものは容認
休業要請	感染拡大につながる施設は使用制限を要請。博物館や図書館、公園は開放可能	各県が地域の実情に応じて判断
出勤	出勤者7割削減の目標維持	7割削減を求めないが、テレワークなどは推進
学校	地域の感染状況に応じ、段階的に学校教育活動を再開する環境をつくる	

基本的対処方針（令和2年5月4日変更） 抜粋

まん延防止（施設の使用制限等）

- ・ 博物館、美術館、図書館など
感染防止策を講じることを前提に開放
- ・ 閉鎖している屋外公園も同様

基本的対処方針（令和2年5月4日変更） 抜粋

学校等の取扱い

- ・感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開
- ・保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す

県知事メッセージ

- ・ 緊急事態宣言・措置の期間を
5月31日（日）まで延長

【延長する措置】

- ・ 休業等の協力要請
- ・ 手洗いなどの基本的な感染対策の継続
- ・ 接触機会を極力低減する取り組み

愛知県の対策協力金 Q & A 改正部分抜粋

- 5月7日以降も休業等しないと協力金は支払われないのか。
 - 5月6日までの休業等を確認することで交付するが、休業要請等の期間が終了するまでの間については引き続き休業等にご協力いただくようお願いする。
- いつから開業してる事者が支給対象となるか。
 - 愛知県緊急事態措置が実施された4月10日以前の営業実態が確認できれば対象。
営業実態は、確定申告書や開業届、売上帳簿、営業許可証、事業所の外観・内写真などで総合的に確認する。
- 申請の窓口はどこか。
 - 法人の場合は本店所在地、個人の場合は確定申告書に記載の住所（別途事業等を納税地指定している場合はその住所）の市町村。
県外に本店所在地住がある事業者は、県。